

平成 26 年 5 月 吉日

## S 会員制度創設のお知らせ（65 歳以上の正会員の年会費変更）

一般社団法人触媒学会  
会長 濱田 秀昭

触媒学会では、永年にわたって本学会に貢献されてきた方々に感謝するとともに、退職後も個人会員として活動いただくことを目的として、年齢による年会費の減額を検討してきました。本年 5 月 10 日に開催されました定時社員総会におきまして、年会費の変更が承認されましたので、S 会員制度の概要についてご説明いたします。

### S 会員（65 歳以上）制度とは

- ・65 歳以上の正会員を通称 S 会員とします（65 歳以上での新規入会も S 会員とします）。
- ・触媒学会の年度を考慮し、毎年 2 月末までに 65 歳となった会員は、3 月より S 会員へ自動的に移行します。事務処理は事務局が行いますので、申請の必要はありません。
- ・定款第 7 条の会員種別に新たな種別を設けず、65 歳以上の会員へのサービスと位置づけ、S 会員はあくまで正会員とします。

### S 会員の特典（すべて学生会員と同額）

- ・年会費を 5,000 円（正会員は 9,000 円）とします。
- ・触媒討論会参加登録費を春 3,000 円（正会員は 5,000 円）、秋 6,000 円（正会員は 9,000 円）とします。
- ・触媒討論会懇親会費を学生と同額とします。なお、懇親会費は実行委員会が決定します。
- ・その他、理事会は触媒学会主催の講演会、国際シンポジウムなどの参加費も学生会員と同額になるよう働きかけます。

### 現行のシニア会員制との比較

- ・現行のシニア会員は、満 60 以上で定職についていない人が対象で、自己申告により登録しています。
- ・年会費は正会員と同額です。
- ・特典は討論会の参加費が無料（春 5,000 円、秋 9,000 円）となっています。

### スケジュールと経過措置

- ・平成 27 年度（平成 27 年 3 月 1 日）より S 会員制度の運用を開始します。
- ・これにともない、シニア会員（60 歳以上）の新規受付は行いません。
- ・65 歳未満の現シニア会員はそのまま継続いただけます  
（特典：年会費は正会員と同額、討論会の参加費は無料）
- ・現シニア会員がすべて S 会員に移行した時点で、S 会員を改めてシニア会員と呼びます。

以上